

「第4回 直方市公契約条例策定審議会」会議録

開催日時：平成25年9月3日（火） 14:00～16:40

開催場所：直方市庁舎8階 808会議室

出席者：(委員) 服部会長・岩尾委員・永富委員・寒竹委員・津田委員

(事務局) 大場財政課長・平山財務制度改革担当

1. 開会及び第3回会議録内容確認

会長	それでは、第4回 直方市公契約条例策定審議会を開催する。 まず前回、第3回 直方市公契約条例策定審議会会議録の確認を行う。各委員のみなさんにおいては、事前に事務局から送付され、内容を確認していただいていると思うが、訂正するような箇所はないか。
委員	1つよろしいか。条例第8条には発注者及び受注者の責務として記載すべきであり、同条第1号の「受注者は…」とあるところも「発注者及び受注者は…」との記載にすべきであると発言したはずである。その記載が漏れていると思うが。
会長	今の発言を受け、事務局は修正をしていただきたい。
事務局	了承しました。
会長	他にないか。
委員一同	特になし。

2. 議事「条例（案）内容審議」

会長	それでは、議事に入る。 会議録の修正でも意見が出たが、まずは、前回審議した修正案の説明を事務局よりお願いする。
事務局	（資料）「直方市公契約条例（案）（修正案）」・「平成24年度委託料に関する資料」を用いて対象範囲・関係法令等について説明。
委員	よろしいか。今、事務局から説明があったが、この公契約条例は発注者の協力

	<p>がないと進まない。国との交渉においても常々、われわれはパートナーであるとの発言も受けるし、関係資料にもそう記載されている。</p> <p>第8条は「労働条件」に関する規定だろうが、下請業者と契約する際には我々が発注者となるため、やはり「発注者及び受注者は…」という記載にしておかないと様々な協力関係が担保できないのではないかと強く思う。</p>
会長	<p>今のご意見の「発注者」というのは、市を想定しているのか。</p>
委員	<p>市は当然、発注者であるが、元請も発注者になり得るということである。先の会議で示させてもらった建設業法の資料にも記載があるが、発注者が不当に低い請負代金で受注させてはいけないといった規定もあり、関係者すべてが法令を遵守しなければならないと考えている。</p>
会長	<p>先ほど事務局から説明もあったが、まず、「発注者」という言葉が誰を指しているかは明記されていない。しかし、この条例では当然、発注者は「市」のはずである。発注者が市であるとすれば、第3条で市の責務を記載しており、この条例すべての責任を負うと考えられる。</p>
委員	<p>市のみを発注者としたならば、我々が発注者となった場合、責任を果たさなくてもよいということにならないか。国の通達等にも記載があるが、元請は下請業者すべてに対して責任を持つとなっている。建設業法・各種通達に沿うよう「発注者及び受注者…」という記載にすべきと考える。</p> <p>事務局としてはどう考えるのか。</p>
事務局	<p>受注関係者には、労務台帳の作成・提出をお願いするわけだが、作成単位は受注者・下請負者それぞれでも構わないとしている。ただし、下請負者の作成・提出がなければ、元請の方の責任となると規定している。</p> <p>前回会議で委員からご指摘いただいたことを受け、事務局としても再度、条例内容の検討を行ったが、第8条では労働者等の労働条件を定めるときに遵守していただく関係法令を定めているものであり、「発注者」という言葉の記載は難しいのではないかと判断した。</p> <p>もし、発注者の責務を明確に記載するならば、8条とは別に考えなければならないのではないかと考えている。</p>
会長	<p>発注者の定義だが、直方市を発注者とした場合、市の責務は第3条で網羅的に謳っているため、第8条も含めるということになる。</p>
委員	<p>あまり難しく考えなくてもよいのではないか。公契約条例は労働者を守るための条例であると思う。業界にも、社会保険料・福利厚生も別に予算を組むようにと細かいところまで通達が来ている。我々が発注者になることは必ずあるは</p>

	<p>ずである。</p>
会長	<p>例えば、第 8 条第 1 項第 1 号の本文中に「なお、受注者が発注者として公契約に関わることとなったときには、関係法令を遵守しなければならない。」と記載しておけば適用されることにならないか。</p>
委員	<p>それでもよいかもしれないが、建設業界の流れとは少し違うような気がする。「発注者」という言葉は市であるとか受注者であるとかでわけられていない。お互いにパートナーとして、しっかり管理していこうということしかない。第 8 条第 1 項第 1 号は労働条件のことだろうが、私はなおさらこの 8 条には発注者及び受注者という記載が必要と思っている。</p>
会長	<p>概ね委員のご意見は理解した。それではどういう記載がいいか。</p>
委員	<p>私は「発注者及び受注者…」という記載がいいと思うが。発注者・受注者はパートナーとして労働条件を守っていこうということである。その協力関係がなければ何もできないということにもなりかねない。関係者に分かりやすいものとすべきだと思う。</p>
会長	<p>それではまず、第 2 条に発注者という言葉の定義を置かなければならいと思う。</p>
委員	<p>発注者という定義には 2 つあると思う。市は当然発注者であるし、下請に出すときには、受注者が発注者に、孫請に出す場合には下請負者が発注者となる。</p>
会長	<p>そうすると、端的に市は発注者と言わず、「市」としてしまったほうがいいのか。</p>
委員	<p>定義として定めるならば、市だけでなく複数対象となり得る。</p>
委員	<p>この公契約条例はまず、「官製ワーキングプア」を戒めようという趣旨から始まっている。また、第 2 回の会議でも委員から、縛る条例ではなく、生かす条例にしようかと提案いただいているところである。そういったことが、この条例の本文に生かされていないと委員もおっしゃっているのだと思う。もっと発注者としての責務を具体的に記載してもいいのではないか。この条例を生かせるよう、お互いに協力しようということである。</p>
委員	<p>あまり細かいところまで記載はしなくていいが、精神は生かしてほしい。それだけである。ここだけは拘るようだが、労働条件に関する規定であるからこそ「発注者及び受注者は…」という記載が必要であると思う。</p>
委員	<p>いろいろとご意見を聞かせていただいたが、まず、第 2 条（定義）に発注者と</p>

	<p>いう言葉をいれ、用語の意義としては「市及び公契約等に関し受注関係者と契約等を締結する者をいう。」といった記載にしてはどうか。</p>
会長	<p>まず、第 2 条に発注者を定義し、第 8 条に「発注者及び受注者は…」という表記にするということによろしいか。</p>
委員	<p>そうすると簡単で分かりやすいと思う。</p>
委員	<p>発注者という言葉を整理できればいいと思う。</p>
会長	<p>それでは、今の意見を受け事務局は再度修正案を作成していただきたい。みなさんよろしいか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>了承しました。</p>
会長	<p>それでは、対象範囲・関係法令については、議論したということによろしいか。</p>
事務局	<p>指定管理協定も対象とし、予定価格の範囲も 3,000 万円以上から 1,000 万円に引き下げるが、人件費の占める割合から判断すると対象となる指定管理協定は現在ないということになる。あわせて、施行規則（案）についても修正を加えさせていただいているがよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>修正案はこれでいいと思う。</p>
委員	<p>1 つよろしいか。第 2 回の会議でも委員からご意見が出たと思うが、建設工事の対象が 1 億円以上というのは対象が狭すぎないか。もう少し引き下げて、5,000 万円以上とすべきではないか。市の予算から見て、どのくらいの割合になるのか。</p>
事務局	<p>建設工事は事業費全体で概ね 17 億円であり、この中には備品購入等も含まれている。そのうちの 2 億円程度ということになる。</p>
委員	<p>国からの様々な指導が県・市町村にもこれから入ってくる。公契約条例が出来なくても、労働者の労働条件が今一番注目されている。ダンピング等により労働者の賃金を安くしている業者を国では「不良業者」といった呼び方をしているわけだが、果たしてこの不良業者が作った公共のものが良いものと言えるのか。国では、向こう 5 年間で労働者の賃金・労働条件を上げていこうとしている。</p>

委員	国では予定価格 5,000 万円以上から「総合評価方式」が導入されている。従前から国から県に対しての指導は行われていたようだが、今後は市町村との協議も行うと聞いている。様々な指導はあるだろうが、市の状況も十分に考慮しなければならないと考えている。
事務局	第 2 回会議のときにもご説明しましたが、事務局としては「小さく産んで、大きく育てる」といった観点からこの条例案を作成させていただいている。市職員の条例の理解・受注者の方の事務量増・先進自治体との違いも考えてのことである。条例制定の後には、公契約審議会により拡大も含め検討できればと思っている。
委員	国のほうでも、市町村に対して総合評価方式の導入を推し進めるような指導も行うと聞いているが。
事務局	総合評価方式については、まだ拡大には至っていないが直方市は筑豊地区でも早い時期に導入している。
委員	我々もしっかり勉強していきたいが、1 番苦しんでいるのは、予定価格 3,000 万～5,000 万円くらいの受注業者・労働者ではないかと思う。品格法に照らし合わせても品質がよくないのではないか。直方市も早く国・県に追いついてもらいたい。
委員	公契約条例を作ることが目的ではないはずである。
委員	零細の企業を排除するということではないが、ぜひ検討していただきたい。そのためにも、最低制限価格の引き上げ等といったことを市のほうでも努力していただきたい。結果的に市経済が活性化すると思う。工事が安く済めばいいという考えはもう古い。
会長	委員いかがか。
委員	請負工事の 1 億円を 5,000 万円に引き下げるということは、初めから言っていることである。5,000 万円では出来ないという理由は何なのか。
委員	特定建設業許可の観点から見ると、土木一式工事は 3,000 万円以上、建築一式工事は 5,000 万円以上が公契約条例の対象となれば分かりやすいし、1 番苦勞している業者の範囲だと思う。
会長	予定価格 5,000 万円以上のものをすべて対象とするのか、ピックアップしてやるのかでも違いが出てくるのではないか。すべてを対象とした場合、市の体制

	<p>が整っていないのではないかと。</p>
委員	<p>体制が取れていないのに、条例を作るとのこと自体おかしいのではないかと。</p>
会長	<p>事務局ではどのように考えているのか。</p>
事務局	<p>先ほども申し上げたが、まずは「小さく産んで、大きく育てたい」ということである。これは、市側の体制もあるが、公契約条例の適用となる業者への周知、知識の習得といったことも考えてのことである。はじめから、予定価格 5,000 万円までに引き下げると、条例そのものが成り立たないのではないかと。</p> <p>まず、1 億円以上のものからスタートし、市は当然だが、業者への周知、知識の習得等を踏まえ、将来的には拡大するといったことを考えている。</p>
委員	<p>労務台帳を作成するのは、すべての下請業者も含まれるのか。</p>
事務局	<p>労務報酬台帳は、公契約条例の対象となった契約に関わるすべての業者に提出していただくつもりである。立入調査については、労働者からの申し出があれば行うということであり、すべての業者に立ち入るといったことではない。</p> <p>まずは、台帳を提出していただき、請負工事については、財政課契約係において、委託業務等については各主管課でチェックを行うこととしている。</p>
委員	<p>すべての業者が作成するとなればたいへんな事務量になるのではないかと。</p>
事務局	<p>現在は、労務台帳を毎月提出していただく予定にしている。</p>
委員	<p>台帳作成費用はどうするのか。</p>
事務局	<p>事務局では、受注関係者の事務量増を考え、比較的容易に作成できるようエクセルを使ったものを準備する予定である。当初に案件名、期間、労働者氏名といったものを入力していただく必要はあるが、その後は、月の労働時間、支払賃金を入力するだけである。</p>
委員	<p>条例制定後の審議会は毎月開催するのか。</p>
事務局	<p>条例制定の後は、年 2 回ほど、予算の編成時期と 1 年間の振り返りを行う年度末を考えている。台帳のチェックを審議会で行っていただくということではない。</p>
委員	<p>事務局の考えは、こう言った台帳の作成を依頼するにあたり、予定価格 1 億円の受注業者ならばすぐに対応可能だが、それ以下になると難しいという判断だ</p>

	<p>と思う。練習期間として考えるならば、予定価格 1 億円以上というのも妥当だと思う。私も対象を 3,000 万円、5,000 万円にすると大変だとも思う。</p>
会長	<p>制度の設計上からも、発注者も受注者も大変になるということであろう。市側でいうと対象範囲が広がれば担当者を増員しなければならないし、業者側も対応できないということになる。私の意見だが、双方が疲れてしまって条例が担保できないといったことにも成りかねないと思う。範囲は狭いが、労働者を守るといったことを当初は考慮したほうがよいと思う。</p>
委員	<p>予定価格 1 億円以上の受注者となり得る業者は、国・県の総合評価方式の入札にも参加しており、書類を作成するにも何ら問題はないと思う。それでも練習を重ねる必要がある。</p>
委員	<p>台帳の作成は業者にとっても大変であるだろう。</p>
会長	<p>現状の対象範囲だと何件くらいになるのか。</p>
事務局	<p>請負工事 2 件、委託業務等 13 件の合計 15 件ほどになる。</p>
会長	<p>それくらいの件数だと、大丈夫ではないか。</p>
事務局	<p>台帳のチェックだが、請負工事は財政課契約係で、委託業務等については、環境整備課・教育総務課等といった発注主管課で対応する。 台帳の作成・提出は共に毎月としているが、提出に関しては契約期間中、全 3 回といったことも可能ではないかと考えている。</p>
会長	<p>どこまでのチェックを行うのかといったことが重要であると思う。</p>
委員	<p>現在の対象範囲からすると、まず立入検査は必要ないのではないかと考える。むしろ、予定価格がさらに低いところを対象とすべきと思っている。</p>
委員	<p>我々は、日ごろから建設業許可の更新・届出事項等に変更が生じたときには、立入検査も受けており慣れている。</p>
委員	<p>労働者を守るといったこともきちんと記載されているし、後はこの公契約条例の責任を市がいかに守っていくかということが大切だと思う。</p>
事務局	<p>市が立ち入るのは、基本的には労働者からの申し出があった場合のみである。日ごろから立入検査を行うといったことではない。</p>

事務局	<p>適用範囲については、各委員の意見のとおり拡大したほうが、条例の目的・意味からしてもよいと思う。当然、そういった意見をいただくことで活発な議論が行えたとも思っている。しかしながら、事務局としては業者の方、市の負担を考慮し当初は、請負工事の対象範囲は1億円以上としてスタートしたいと考えているところである。</p> <p>将来的に業者の方への周知ができ、ある程度、軌道に乗ったときには、拡大といったことを検討させていただきたい。</p>
委員	<p>実際、どの程度で拡大できると考えているのか。どの程度の検証期間が必要と考えているのか。</p>
事務局	<p>手探りの状態でもあり、はっきりと何年とは言えないが数年は必要ではないかと考えている。</p>
委員	<p>公契約条例制定の後、「直方市公契約条例審議会」で議論していけばいいのではないか。条例ができないことには何もできない。せつかく事務局が作ろうとしているのだから、我々も協力すべきではないか。</p>
会長	<p>かなりの議論となったが、対象範囲については将来的に拡大することを視野に入れて、当面、事務局の提案どおりということではよろしいか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
会長	<p>続いて労務報酬下限額について議論したい。</p>
委員	<p>工事の労務報酬下限額算定の基礎となる「公共工事設計労務単価」だが、この単価が決定される方法は、農林水産省及び国土交通省が所管する公共事業に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を定期的に調査して決定している。この公共工事設計労務単価の80%を労務報酬下限額とすれば、また「デフレスパイラル」に陥らないか。調査のたびに実際の支払い賃金が下がっていくと考えられる。労働者は設計労務単価の100%の賃金支払いを希望するが、落札率、会社の利益も考えないといけないという状況からすると、一律に80%にするということではなく、落札率にあわせるといったことも検討すべきではないか。労働者からすれば設計単価の100%の賃金を支払ってほしいが、会社があつての労働者ということを考慮すれば、せめて落札率にあわせるか、成果物の品質を確保できると言われている直接工事費の90%といったことも検討すべきではないか。</p>
委員	<p>国が定めている低入札調査価格基準の算定モデルでは、直接工事費の95%と</p>

	<p>なっている。人件費はこの直接工事費に参入されているわけだが本来 100%とすべきではないか。国からこの算定方式を改正してもらわないと、直方市も改正できないのではないか。</p> <p>委員の言うように、今のままの公共工事設計労務単価の決定の仕方では、年々単価は下がっていくだろう。市でもすべてとは言わないが、主なものは独自に調査するといったことも考えないといけないのではないか。</p> <p>仮に設計単価の 100%といったことになったとしても私のところでは問題ないが、下請はどうか。国の調査も 2次下請といったところを調査対象とせず、元請で調査してもらえれば低い単価にはならないはずである。</p>
委員	設計単価について、人件費は当然だが、その他の費用もきちんと満たされていれば対応できる。そうでなければどうにもできない。
委員	委託業務等の労務報酬下限額の表記が 822 円となっているが、これは 826 円になったのではなかったか。
事務局	前回会議で事務局から、 826 円といったことも考えられるのではないかと提案させていただいていたが、その議論はなされていなかったため、当初のままの 822 円となっている。
委員	これから議論するということよろしいか。
事務局	会議次第にも記載しているが、労務報酬下限額に算入する・算入しない手当の議論の後、算定式の議論をさせていただく予定であった。
委員	まず、請負工事の 80% というものが妥当ではないのではないかとといったことが 1 つある。
委員	先ほど委員から意見が出たが、我々経営者からすれば、 80% のほうがいい。発注者の協力がなく、受注者だけでは高い賃金を支払うことは難しい。全体の底上げがなければいけないと思う。
委員	確かに落札率があがれば、人件費の予算も確保できると思う。
事務局	<p>最低制限価格の算定式については、財政課契約係において管理しており、当然この公契約条例の制定に向け議論が重ねられていることも理解している。最低制限価格をあげてほしいとの意見もいただいていることも報告しているので、この審議会とは別の場で議論させていただきたいと思っている。</p> <p>設計労務単価の 80%についてだが、今年度から最低制限価格も引き上げており、平均で 88%になると想定している。すべての下請業者も対象となることか</p>

	<p>ら、2次・3次と下請が進むほど、非常に厳しい条件になるとも考えている。労務報酬下限額を高く設定するほうがよいとも思うが、厳しい条件により、会社が倒産といったことに陥り、結果、失業者を出すといったことは避けなければならない。</p> <p>このことから、現在の落札率・事業の発注量・先進自治体の状況も踏まえ、当面、設計労務単価の80%という提案をさせていただいている。</p>
委員	<p>条例が制定されれば、それで終わりということではないと事務局でも言うことから、まずは提案のとおりスタートしてもよいのではないか。制定の後、また議論を重ね、よりよいものとなっていけばと考える。</p>
会長	<p>基準として、この80%でスタートということではよろしいか。</p>
委員	<p>将来的に再度検討されるということならばいいと思う。</p>
会長	<p>審議会としては、80%というものは決して高いものとは思っておらず、いずれ見直す必要があるが、条例を施行するうえでは事務局の提案どおりでということではよろしいか。</p>
委員	<p>1つ気になるのが、交通誘導員Bの労務報酬下限額が810円となっており、委託業務等の826円を下回っている。最低賃金よりは高いとは思いますが。</p>
委員	<p>これは国が出した「公共工事設計労務単価」を基に算定されているものであるため仕方ないのではないか。</p>
事務局	<p>事務局では、810円を支払っていただくといった考えではなく、あくまでも下限として示させていただいているだけである。委託業務等の労務報酬下限額を下回ってはいけないということではなく、工事、委託それぞれの算定式に沿って算出された結果であり、比較するものではないと考えている。</p>
委員	<p>委託業務等の826円を下回っている職種については、826円にあわせるといったことはできないのか。</p>
事務局	<p>請負工事の労務報酬下限額の算定式は、公共工事設計労務単価の80%としている以上、委託業務等の826円を下回ったからあげるといったことは説明が付きにくいと考える。請負工事と委託業務等は別のものとして考えるべきだと思う。平成25年度の公共工事設計労務単価を基に算出した結果、委託業務の826円を下回っている交通誘導員B 810円というものが存在しているが条例が施行される平成26年度ではどうなるかまだわからない。</p>

会長	委託業務等の労務報酬下限額をこの公契約条例の最低賃金として位置づけることとはできないのか。算定式で算出した結果、委託業務等の労務報酬下限額を下回った場合は、それに合わせるといったことであるが。
事務局	委託業務等の労務報酬下限額が最低ラインであるとの認識はしていない。請負工事・委託業務等それぞれ別の考え方で算定式を示させていただいている。先ほども言ったように、審議を行うこの段階では、資料に示させていただいている労務報酬下限額となっているが、条例が施行される平成 26 年度ではどうなっているのかわからない状況でもある。
委員	そもそも委託業務等の労務報酬下限額については、826 円でいいのか。
会長	みなさんいかがか。
委員一同	異議なし。
会長	あとは、臨時職員の賃金である委託業務等の労務報酬下限額を一定の基準として考えるか、工事とは別と考えるのか。
委員	資料の労務報酬下限額の表は公表するのか。
事務局	労務報酬下限については、公共工事設計労務単価が決定される年度末に告示する予定である。
委員	前にも言ったが、工事の場合の労務報酬下限額は時給でいいのか。委員が言うように日給、月給といった雇用形態が多いならば、時給換算する手間がたいへんではないか。
委員	単純な計算であるため、そこまでの手間は無いと思う。
委員	国が示している設計労務単価は、時給ではなく日給で示している。
会長	日給での労務報酬下限額とするか。
事務局	日給・月給といった雇用形態が多いとは思いますが、事務局としては 1 番小さな単位である時給に換算したほうが、すべての受注関係者の対応がやりやすいと思っている。
会長	委員よろしいか

委員	今日この場で結論は出しにくい。もう少し考えさせていただきたい。
会長	労務報酬下限額を日当にすると、6時間しか働いていなくても1日分の賃金を支払うことにならないか。条例中に6時間しか働いていないのに、8時間分の賃金を支払うように記載することは難しいのではないか。
委員	第8条で労働基準法、労働契約法といった遵守する法令を記載しているが、この法令との関係はどうか。
会長	第8条に記載の法令は、すべて時給で法令を定めている。したがって、建設業のような特殊なものになれば記載がやはり難しいと思う。 それでは続いて、労務報酬下限額に算入する・算入しない手当について議論したい。
事務局	前回までの会議において、委員のみなさんからご意見をいただき、今回の資料では、労務報酬に算入する手当から割増賃金を除かせていただいている。ご意見をお願いしたい。
委員	前回会議のときに聞いておけばよかったが、一人親方の場合、請負代金として支払われるもの及び出来高に応じて支払われる額が労務報酬下限額を上回っていればよいということか。
事務局	そのとおりである。
委員	もう1つ、一人親方の経費に当たる手当は算入しないということか。
事務局	はい。
委員	労務報酬下限額の算定が難しくないか。
委員	車両の損料などを計算することは確かに難しいと思う。しかし、社会保険への加入・労務報酬下限額を上回る賃金の支払いは、しっかりやっていきたい。この公契約条例はやってみなければわからないことが多いと思う。
会長	それでは手当に算入する・算入しない手当についての記載は、これでよろしいか。 私から1つよろしいか。工事又は製造の請負契約のところに、家族手当・通勤手当・住宅手当といったものが算入されていて、一方、業務委託のほうでは、算入しない手当となっている。これについては、双方をそろえるべきであり、工事又は製造の請負契約の家族手当等を算入すべきでないと考えてるが。

	<p>労働基準法でも割増賃金を算定する際には、これらの手当も算定の基礎から除いているため、同様に算入しないほうがよいと思う。いかがか。</p>
事務局	<p>家族手当・扶養手当・通勤手当・住宅手当を算入しない手当とするということですか。</p>
会長	<p>扶養手当は残してよい。時間外・休日・深夜労働の割増賃金の算定の基礎となる賃金にも扶養手当は算入されているためである。</p>
事務局	<p>賞与についてはいかがか。委託業務には算入しない手当としているが。</p>
委員	<p>収入であるから、算入していいのではないか。</p>
事務局	<p>委託業務等では、1ヶ月を越える期間ごとに支払われる賃金は除外している。委託業務の算入しない手当に家族手当等がないから工事からも除外するということならば、この賞与等も除外にならないか。</p>
会長	<p>前日も言ったが、この算入する・算入しない手当については先進自治体でも十分に議論されず条例が制定されている。請負と業務委託とで算入する・算入しない手当はそろえたほうがいいと思うし、労働基準法同様除外すべきと考える。労働基準法で算入していないものは公契約条例でも算入しないということである。月単位の賃金を確認する際に、賞与を算入すればその月の収入ということではなくなる。簡単に労務報酬下限額を上回ることになるのではないかと考える。最低賃金を算定する場合も、賞与が支給されているのかを考慮するわけではなく、その月の給料としていくら支払われたのかということ判断している。こういったことから、賞与についてはあまり考えなくていいのではないかと思うが。また、事業所で全従業員に決まった金額が支払われるような手当であればいいが、支給される者・支給されない者が存在する手当は算入しないとすべきである。</p>
委員	<p>支払われる手当の額に違いがあることは当然ではないか。</p>
委員	<p>賞与をもらえる従業員・もらえない従業員という区分はないと思うが。</p>
会長	<p>公契約条例で労務報酬下限額を確認するとき、月々の支払額では下限額を下回ってしまうが、賞与を算入すれば下限額をクリアできたということでは、生活レベルが上がらない。賞与が支給できるかどうかは企業の判断であり、月々の賃金を上げる代わりに賞与は出さないという判断をされてもそれは仕方のないことである。せめて月々の賃金は労務報酬下限額を上回ってほしいということが公契約条例であるのではないか。</p>

委員	そうすると、賞与は別に考え月々支払われる手当は算入してよいということか。賞与は別に考え、全体を底上げし生活の安定を図るということはよいことだと思う。
会長	結果、賞与の金額が下がるといったことがあるかもしれないが。
委員	そういうこともあり得ると思う。
会長	あわせて労働基準法で算入されないものは除外するということである。そういうことでよろしいか。
委員一同	了承した。
事務局	今のご意見により整理したいと思う。
委員	会長が言うように、整合性を欠くような記載がないか、もう一度整理したほうが良いと思う。
事務局	はい。
会長	交通誘導員 B の 810 円についてはこのままということよろしいか。
委員一同	はい。
会長	それでは本日本日予定していた議論は終了する。ほか、施行規則等で聞いておくようなことはないか。
委員	最後に添付されている資料は、平成 25 年度の単価で記載されているが、公契約条例では当年度の単価を適用するということよろしいか。若干の市町村では、前年度単価を使用しているところもあると聞いているので。
事務局	はい。
会長	他にないようなら、事務局は本日の意見を踏まえ、再度、会議録・条例（案）の修正をし、各委員の確認をしていただきたい。
事務局	了承しました。
会長	パブリックコメントについて事務局からないか。

事務局	パブリックコメントについては、9月15日号の市報又ホームページにより周知を行い、9月17日～10月16日までの1ヶ月間実施する予定にしている。寄せられた意見を集約後、次回審議会をお願いしたいと思う。各委員のみなさんの日程調整を事務局からさせていただきたいと思う。
会長	いつ頃になりそうか。
事務局	10月末から11月初旬を考えている。
会長	それでは本日の会議は終了したいと思う。

3. 会議録署名委員の指名・その他

会長	それでは、本日の会議録署名委員を指名する。本日は、永富委員・津田委員にお願いする。
委員	了承した。
会長	その他、事務局からないか。
事務局	特にありません。

4. 閉会

会長	それでは、第4回直方市公契約条例策定審議会を終了する。
----	-----------------------------